

令和8年度 上越市住宅リフォーム促進事業 (子育て・若者夫婦世帯支援枠)

上越市では、子育て・若者夫婦世帯の住環境の向上及び市内経済の活性化を図るため、子育て及び家事負担軽減のための住宅リフォーム工事を施工業者に発注して実施する人に対し、その経費の一部を補助します。(この補助金は物価高の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。)

○補助申請受付期間

(令和7年度より申請受付期間が前倒しとなっていますのでご注意ください。)

令和8年3月11日(水)～4月23日(木)

※令和7年度に本補助金、一般枠、連たん家屋防火対策枠の補助金の交付を受けた住宅等は申請できません。

※令和8年度の受付は1回のみです。

※受付期間中に予算額(2,000万円)に達した場合は抽選を行い、予算額に達しなかった場合は引き続き期間後も先着順で受け付けます。

● 申請書は持参してください。(郵送での申請は受付しません。)

・ 受付場所：上越市役所 建築住宅課(総合事務所では受付しません。)

・ 受付時間：市役所開庁日の午前9時から午後4時まで ※左記時間以外は、受付しません。

○申請額が予算額(2,000万円)を超えた場合は、抽選で対象者を決定します。

☆ 重 要 ☆

○契約は、補助金交付決定後に行ってください。(申請 → 交付決定 → 契約 → 工事着手)

※ 補助金交付決定予定日 5月25日(月)頃

※ 交付決定通知書は郵送で送付します。(抽選を行う場合、落選された人には、落選通知を送付します。)

○施工前・施工中・施工後の写真を忘れずに撮影し、申請時に施工前の写真、実績報告時に施工中、施工後の写真を提出してください。(一般部分の施行前は、実績報告時でも可)

※ 撮り忘れや不足があった場合、補助金を交付できない場合があります。

○事前に申請書類や要件をしっかりと確認してから申請してください。

・ 申請書受理後に、要件を満たしていないこと等が判明した場合は、補助金を交付できない場合があります。

お 問 い 合 わ せ

上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係

住 所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第1庁舎3階 電 話 025-520-5786

1 事業の概要

(1) 補助対象者

- ① 子育て・若者夫婦世帯※1 であり、かつ、市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人、または定住を目的に空き住宅をリフォームする個人（市外の方も含む）で、補助事業実績報告書の提出期限までにリフォームを完了した空き住宅に住民票を移すことができる人。
- ② 市税等を滞納していないこと。
- ③ 公共下水道等の供用開始区域にある住宅については、申請時において、次のア～ウのいずれかに該当していること。
 - ア 公共下水道または農業集落排水に接続済みであること。
 - イ 当事業の補助対象工事で接続すること。
 - ウ 「排水設備等計画確認申請書」をガス水道局管路課へ提出済みであること。
- ④ 申請者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ていること。
- ⑤ 次の指定した期限までに補助事業実績報告書を提出することができること。
 - ・ 補助事業が完了した日から 1 か月以内※2【最終提出期限：令和9年2月26日（金）】

※1 子育て世帯とは、「令和8年4月1日時点において、18歳未満の子で扶養を受けているものが一人以上いる世帯又は妊婦を含む世帯」をいいます。

若者夫婦世帯とは、「令和8年4月1日時点において、本人又はその配偶者のいずれかが39歳以下である世帯」をいいます。

※2 「補助事業が完了した日」とは、工事完了後に代金を支払った日をいいます。

(2) 補助対象住宅

- ① 補助対象者、または2親等内の親族（12ページへ）が所有し、かつ居住している市内の住宅等
 - ・ 店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用住宅については、補助対象者の居住部分が対象
 - ・ マンション等の集合住宅にあっては、補助対象者が専有する部分が対象
- ② 補助対象者、または2親等内の親族（12ページへ）が所有し、定住を目的に再生する市内の空き住宅等

(3) 補助対象工事

【子育て・若者夫婦世帯支援部分】（必須）

対象工事費が4万円以上（消費税込）で3ページに記載の工事

【一般部分】

対象工事費が10万円以上（消費税込）で4ページに記載の工事

※省エネルギー設備工事やバリアフリー化工事など、国や都道府県、市の他の支援制度（4ページ参照）を利用している場合、その対象工事部分を除くことにより、住宅リフォーム促進事業との併用は可能です。

※ただし、工事内容が異なる場合であっても、空き家定住促進利活用補助金、定住促進生家等利活用補助金、令和7年度から8年度の一般枠、令和7年度の連たん家屋防火対策枠、令和7年度の子育て・若者夫婦世帯支援枠の交付を受けた人、若しくは受けようとする人は申請できません。

※ 一般部分について、次の費用は補助対象になりません。

1 設計に要する費用（子育て・若者夫婦世帯支援部分も同様）

（ただし、下水道接続工事にかかる設計費は補助対象）

2 外構工事に要する費用

（補助対象工事となっている塀・門の造り替え工事、玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事、玄関乗入れ口のスロープ・手すり設置工事は除く。）

3 家電製品及び家具等の購入費用

（設置に工事を伴わないもの及びエアコンの購入設置など軽微な工事で設置できるものなど）

4 その他、補助対象として認められない費用

(4) 施工業者の条件（次のいずれかに該当する事業者）

① 市内に本社を有する法人、または住所を有する個人事業者。

② 市外に本社を有する法人、または個人事業者により建築された住宅等をリフォームする場合は、当該事業者も可。その場合、建築証明書または建築当時の確認申請書の写しの提出が必要。

（一般部分 Q8 へ）

※補助対象者が個人事業主として、施工する工事は対象外となります。

(5) 補助額

【子育て・若者夫婦世帯支援部分】（必須）

補助対象工事に要する費用の50%とし、40万円を限度とします。

（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

【一般部分】

補助対象工事に要する費用の20%とし、10万円を限度とします。

（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(6) 予算額

2,000万円

(7) 補助金交付決定予定日

令和8年5月25日（月）頃

※ 郵送で交付決定通知書を送付します。（抽選を行う場合、落選された人には落選通知を郵送します。）

※ 抽選にならなかった場合で4月24日（金）以降の申請分の交付決定通知書は、受付日から概ね2週間後に郵送します。

(8) 申請方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、市役所木田第1庁舎3階建築住宅課に提出してください。郵送での申請は受け付けません。

また、提出いただいた申請書類等は、返却できません。

※ 詳しくは、6ページ「3 申請から補助金入金までの流れ」、7、8ページ「4 申請時の提出書類」をご覧ください。

2 主な補助対象工事

表 1 主な補助対象工事一覧（子育て・若者夫婦世帯支援部分）

	項目	具体例
1	子ども部屋の新設又は拡張に係る増築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに子ども部屋を増築する工事 ・子ども部屋を拡張する増築工事
2	子ども部屋の居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るための工事	<ul style="list-style-type: none"> ・畳部屋をフローリングにする工事 ・間仕切り壁を設置する工事 ・床暖房設備を設置する工事 <p>※エアコン設置工事は製品の購入が主のため、対象外となります。</p>
3	子どもが使用する居住環境又は住宅機能における子どもの事故防止又は被害の軽減を目的とする工事	<ul style="list-style-type: none"> ・衝突事故防止のためのドアストッパー又はドアクローザーの設置や作り付け家具の出隅の面取りに係る工事 ・落下防止柵又は壁の設置工事 ・建具の指はさみ防止ストッパーやカバーの設置工事 ・進入防止や閉込防止にかかる鍵の設置や工事を伴うチャイルドフェンスの設置工事
4	子どもの様子が把握しやすい間取りにする工事	<ul style="list-style-type: none"> ・対面形式キッチンへの改修工事 ・子どもを見守れる間取りへの改修工事
5	家事の負担の軽減に資する設備を設置する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルトイン食器洗浄機の本体の設置工事（Q3へ） ・ビルトイン自動調理対応コンロ（炊飯機能を有するもの）の本体の設置工事（Q4へ） ・掃除しやすいレンジフードの設置工事（Q5へ） ・工事を伴う宅配ボックスの設置工事 <p>※補助の対象は、<u>ビルトイン食器洗浄機の製品金額及びその部分の設置に伴う工事費のみです。</u></p>

表2 主な補助対象工事一覧（一般部分）

可否 … ○：対象 ×：対象外 △：条件あり

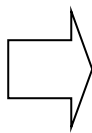
対象工事		可否	特記事項
外装工事	屋根の葺替・塗装	○	
	外壁の張替・塗装	○	
	雁木の設置・交換	△	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	シャッターの設置・交換	○	
	サッシの取付・交換	○	
	ベランダ・風除室の設置・改修	△	ベランダや玄関ポーチを囲み、風除室とする場合で、建築基準法による確認申請または工事届の提出が必要な場合は、申請時または着工前までに提出すること。
	ウッドデッキの設置・改修	△	住宅の1階掃き出し窓との段差が少なく、屋内とのつながりがあるもの。
	雪止め金具・雪庇防止フェンス・屋根雪下ろし命綱固定アンカーの設置・改修	△	屋根雪下ろし命綱固定アンカー・雪庇防止フェンスは住宅部分に限り補助対象。 市の他の補助制度の利用部分を除く工事について、対象とする。
内装工事	床板・内壁・天井の改修	○	
	部屋の間取り変更	○	
	引き戸・ドアの設置・改修	○	
	襖の張替、畳の入替・表替	○	
	玄関・廊下等の拡幅、手すりの取付	△	市の他の補助制度の利用部分を除く工事について、対象とする。
	浴室・便所の改良	△	
	床の段差解消、床表面の滑り止め、階段昇降機の設置	△	
外装・内装工事共通	住宅用附属家（物置・車庫）の改修	△	住宅用の附属家であり、固定資産税課税台帳に登録されている家屋であること。対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とする。
	増築・一部改築（住宅・住宅用附属家）	△	建築基準法による確認申請または工事届の提出が必要な場合は、申請時または着工前までに提出すること。（Q12（一般部分）ハ）
	断熱材充填工事（外壁・屋根・天井）	○	
	土台・基礎の工事、アスベスト除去工事	○	
	防水工事	○	防水剤の塗布、雨戸の設置、配管の入れ替え修繕など。
	防音工事	○	騒音の障害を防止及び軽減する工事。 （防音サッシの設置、防音壁の設置等）
	耐震化工事	△	耐震補強工事で基礎の部分的な補強、部分的な壁の設置など。 施工業者が設置するものであること。
設備工事	照明設備の設置・交換	○	
	システムキッチンの設置・交換	○	
	ビルトインコンロ・換気扇の設置・交換	△	ガスコンロ・IHクッキングヒーターなど単品製品（キッチンと一体となっていないもの）のみの購入は対象外。
	浴槽・洗面化粧台・便器の設置・交換	△	便器の交換において、便座のみの交換は対象外。
	給水・排水・ガス等の配管の設置・交換	○	
	下水道等接続工事（排水設備工事）	△	浄化槽の撤去工事、下水道等接続工事に伴うコンクリート補修工事も含む。 市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え工事	△	合併処理浄化槽整備区域又は合併処理浄化槽転換区域にある住宅に限る。
	給湯器の設置・交換	○	
	エコジョーズの設置・交換	△	市の他の補助制度を利用している場合、購入費を除いた設置工事費を対象とすることにより、併用可。
	エネファームの設置・交換	△	
	ペレットストーブ・薪ストーブの設置	△	薪ストーブは、内装の不燃化工事等を伴うものに限る。
	太陽光発電システムの設置	○	
	防犯システム等の設置・改修	○	防犯カメラ、補助錠、センサーライト、防犯ガラス等の設置など。
外構工事	玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事	△	玄関乗入れに不要な住宅敷地の舗装は対象外。（13ページ参照）
	玄関乗入れ口のスロープ・手すりの設置工事	△	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	塀・門の造り替え ※要事前相談	△	老朽化した既存ブロック塀・門を、建築基準法で定められた構造で造り替えるもの限り、補助対象。申請時に付近見取図、配置図および構造詳細図の提出が必要。（Q13（一般部分）ハ）
対象外	門扉の改修工事	×	門扉は塀・門ではないため補助対象外。
	離れの住宅・車庫・物置の新築工事	×	別棟の新設工事はリフォーム工事ではないため補助対象外。
	住宅の取り壊し（一部・全部）	×	取り壊し及び取り壊しに伴う現状復旧はリフォーム工事ではないため補助対象外。
	カーテン・ブラインド等の設置	×	
	家具・電化製品の購入、エアコンの購入設置	×	製品の購入が主なので補助対象外。
	改修工事の設計費	×	設計費は補助対象外。 ただし、下水道等接続工事にかかる設計費は補助対象。
造園・シロアリ駆除及び防除	×	リフォーム工事ではないため補助対象外。	

住宅リフォーム促進事業以外の支援制度

住宅リフォーム促進事業とは別の住宅関係の支援制度が活用できる場合があります。
支援対象や申請時期などの条件がありますので、詳しくは各課にお問い合わせください。
(令和7年度の制度を記載しています。)

○ 省エネルギー設備工事

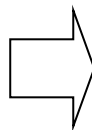
- ・エネファーム設置工事
- ・エコジョーズ設置工事
- ・ガス衣類乾燥機設置工事



エネファーム導入助成金、エコジョーズ導入助成金
ガス衣類乾燥機導入助成金
(ガス水道局経営企画課 025-522-5514)

○ バリアフリー化工事

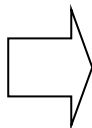
- ・玄関・トイレ等の手すり取付工事
- ・床材変更や床表面の滑り止め工事
- ・廊下や浴室等の段差解消工事
- ・段差解消機や階段昇降機の設置工事



介護保険による住宅改修、高齢者向け住宅リフォーム
(高齢者支援課 025-520-5708)
障害者向け住宅リフォーム、住宅改修費の助成
(福祉課 025-520-5695)

○ 雪下ろし対策

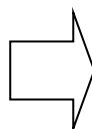
- ・住宅の克雪化(融雪式、落雪式、耐雪式)工事(新築・改良)
- ・命綱固定アンカー等の設置工事



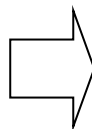
克雪すまいづくり支援事業補助金
屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金
(建築住宅課 025-520-5786)

○ 空き家等対策

- ・市外からの移住者が購入した空き家のリフォーム
- ・転入や転居に伴う生家等のリフォーム
- ・まちなか居住推進地区でのリフォーム



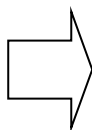
空き家定住促進利活用補助金
定住促進生家等利活用補助金
(建築住宅課 025-520-5786)



まちなか居住推進事業補助金
(都市整備課 025-520-5764)

○ 店舗等の整備

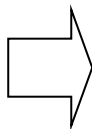
- ・店舗や事務所の商業地への出店に伴う改装



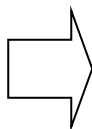
空き店舗等利用促進補助金
(産業政策課 025-520-5734)

○ その他

- ・排水設備工事(下水道への接続工事、合併浄化槽設置工事)
- ・雁木部分の修繕、新築及び雁木下部分の段差解消工事

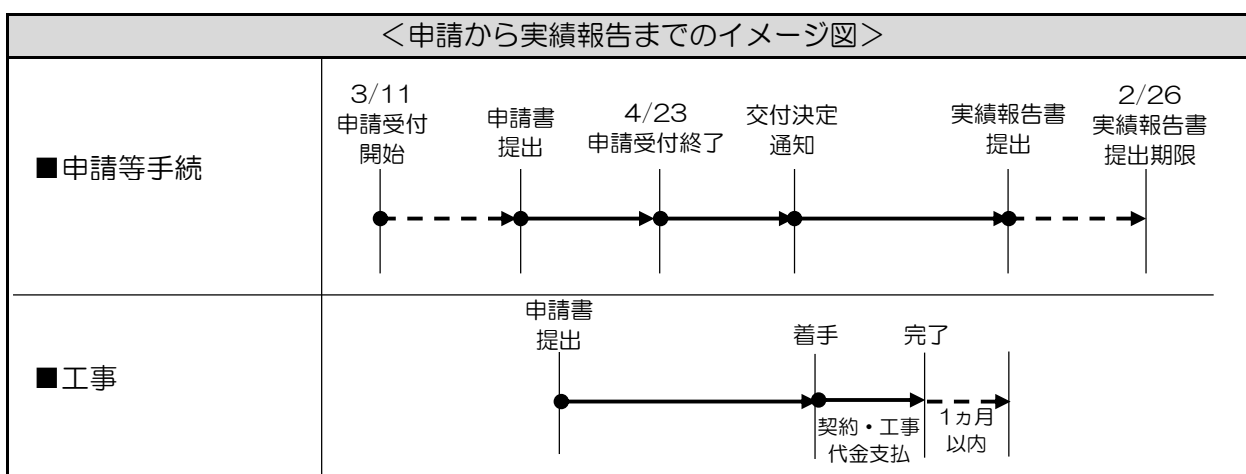
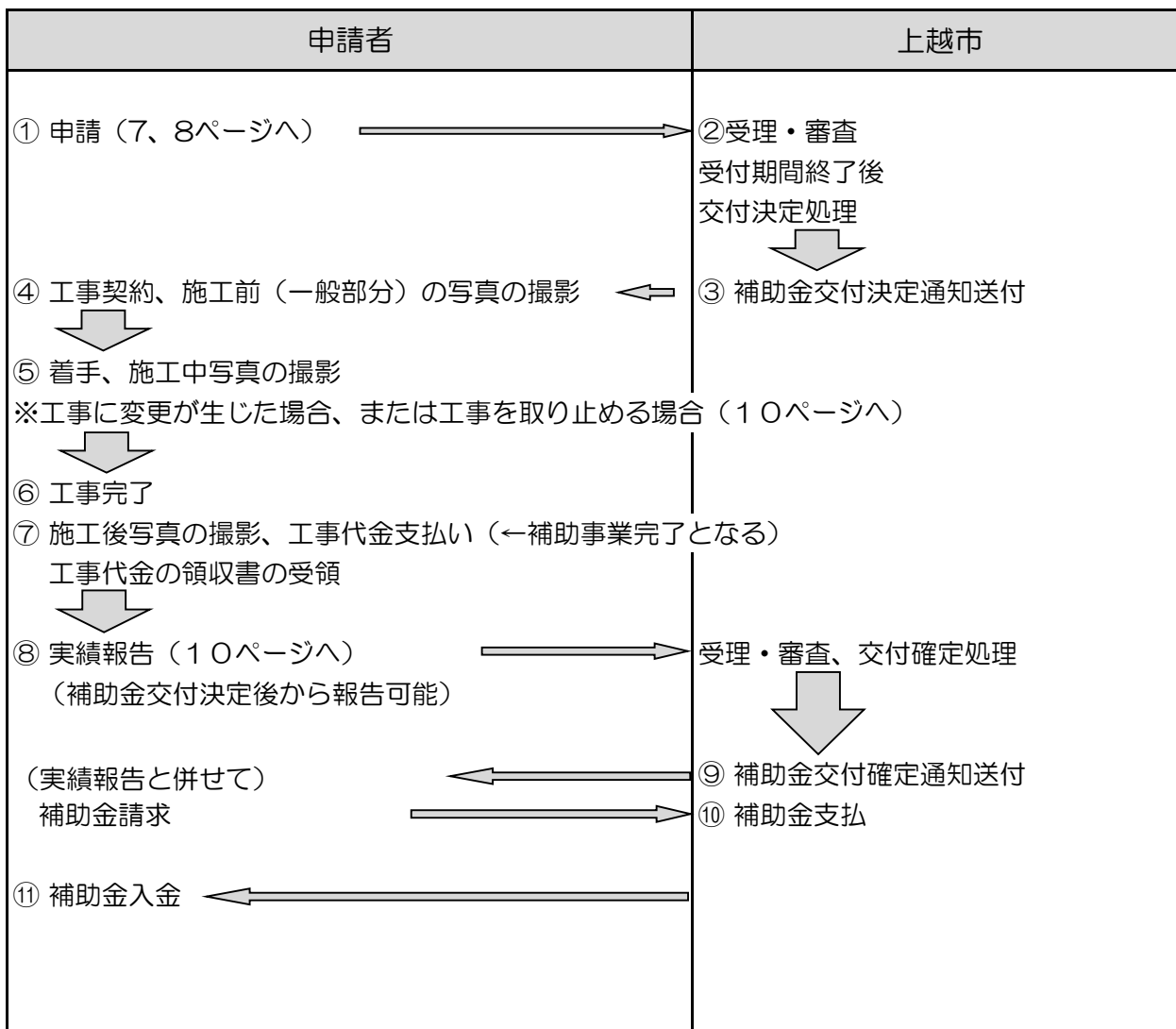


排水設備工事費助成金
(ガス水道局供給計画課 025-522-5519)
合併処理浄化槽等設置費補助金
(生活環境課 025-526-5111)



雁木整備事業補助金
(文化振興課 025-520-5629)

3 申請から補助金入金までの流れ



4 申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 同意書
- (3) 事業計画書
- (4) リフォームする住宅等の所有者が分かる書類

次の①～③のいずれかの書類を提出してください。

- ① 令和7年度または令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（9ページ参照）
⇒ 「表紙」及び今回リフォームする住宅等が記載されている「課税明細書」部分の写し

※ 車庫など附属家のリフォームを補助対象工事とする場合は、次の全ての写しが必要です。

- ・ リフォームする附属家が記載されている納税通知書の「表紙」及びその附属家の「課税明細書」部分の写し
- ・ 居住している住宅が記載されている納税通知書の「表紙」及びその住宅の「課税明細書」部分の写し

- ② 資産証明書（有料）

税務課・南北出張所・各総合事務所の窓口で、「家屋分」の資産証明書の交付申請をしてください。令和8年に発行されたものに限りです。

※ 居住している住宅と工事する附属家の所有者名義が異なる場合は、それぞれ必要。

- ③ 登記事項証明書（登記簿謄本）（法務局にて有料）

対象住宅の所在地・所有者が分かるもので、令和8年に発行されたものに限りです。

※ 対象住宅の購入後で間がなく、上記の書類に所有者が反映されない場合は、家屋の売買契約書の写しを提出してください。

- (5) 子育て・若者夫婦世帯であることが確認できる書類

次の①～②のいずれかの書類を提出してください。

- ① 住民票（続柄省略不可）

- ② 母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し(子育て世帯に該当せず、かつ、妊娠している人がいる世帯に属する人に限る。)

- (6) 工事見積書の写し

工事見積書の作成においては、下記に留意して作成してください。

- ・ 補助対象工事と対象外工事を分けて作成してください。
- ・ 補助対象工事の内、子育て・若者夫婦世帯支援部分、一般部分の工事を分けて作成してください。
- ・ 子育て・若者夫婦世帯支援部分の工事は、カタログ番号等を記載してください。

- (7) 補助対象工事の内容や箇所が分かる写真や図面等

【子育て・若者夫婦世帯支援部分】

- ・ 申請部分の工事着手前写真
- ・ 子育て及び家事負担軽減に資する工事について、内容や工事箇所が確認できる図面
- ・ 子ども部屋の 신설又は拡張に係る増築工事を申請する際は、建物全体の図面
- ・ 仕様等を確認するための製品等のカタログ

【一般部分】

- 増改築、間取りの変更工事は、工事前と工事後が分かる平面図。（一般部分Q12へ）
- 下水道接続工事は、つなぎ込み経路が分かる平面図。
- 塀・門の工事は、付近見取図、配置図、構造詳細図等。（一般部分Q13へ）
- 玄関乗入れ口の舗装工事は、工事範囲が分かる平面図。（13ページ参照）

(8) その他必要な書類

- 増築や大規模の模様替等で、確認申請等が必要な場合は必要な書類の提出。
（一般部分Q12へ）
- 空き住宅を再生する場合は、「工事完了後定住することの誓約書」の提出。
- 市外本社の業者による工事の場合は、「建築したことを証明する書類」等の提出。
- 対象住宅の申請者と所有者が異なる場合は、「住民票」または「戸籍抄本」の提出。
（詳細は、12ページを参照）

<参考>

令和7年度または令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写しを提出する(例)

次の と のページの写しを提出してください。

表紙

〒 943-0805

上越市木田1丁目1番3号
様

太字枠内の口座情報・納付額・課税標準額は見えないよう、ぬりつぶして提出することは可能です。

上越市長

下記の金額をそれぞれの期限までに納めてください。

住所コード	金融機関名		納税者コード	口座種別		口座番号	
口座振替							
期別	全期	第1期	第2期	第3期	第4期		
納期限	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
期別納付額	円	円	円	円	円		

区分	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地	円	円
家屋	円	円
償却資産	円	円
合計	円	円
税額	固定資産税	円
	都市計画税	円
	軽減税額	円
	マンション敷地税額	円
	固定資産税	円
	都市計画税	円
年税額	円	円

◎ 賦課の根拠、納付場所等については裏面以降に記載してあります。よくお読みください。

課税明細書のうち、今回リフォームする家屋が記載されているページ

固定資産(土地・家屋)課税明細書

お問合せはこの納税者コードで

① 資産種別	② 町名		③ 所在地番		⑩ 増築区分	⑪ 評価額(円)		⑫ 軽減税額(円)	
	④ 家屋(整理)番号		⑤ 家屋処理コード			⑬ 固定資産税(土地)前年度課税標準額(円)		⑭ 税相当額(円)	
	⑥ 建築年	⑦ 地目・構造	⑧ 住宅用地・用途	⑨ 地積・床面積(m ²)		⑮ 都市計画税(土地)前年度課税標準額(円)		⑯ 備考	
土地			住宅用地						
家屋			専用住宅						
家屋			附属家						

ご注意

リフォームする住宅が附属家の場合、居住している専用住宅が載っている課税明細部分の写しも必要です。

リフォームする住宅が附属家の場合で、かつ附属家の所有者が今回申請する人でない場合は、その附属家を所有している人の納税通知書の「表紙」及び附属家の「課税明細部分」の写しも必要です。

※不動産所得等で、確

5 申請後から実績報告までの提出書類

(1) 工事に変更が生じる場合

⇒補助金変更等承認申請書の提出

- ① 提出が必要な人：①申請した工事の施工業者や申請者を変更する場合。
②工事内容を大きく変更する場合。

変更が必要となる例：・「畳をフローリングにする工事」から
「子どもを見守れる間取りへの改修工事」へ変更する場合
・対象工事費に2分の1以上の変更が生じる場合

- ② 提出時期：変更前に速やかに提出してください。
- ③ 提出先：上越市役所建築住宅課
- ④ 提出書類：ア 補助金変更交付申請書
イ 変更後の見積書の写し

※ 工事費が減額となった場合、補助金額は補助金変更等承認申請額に基づいて減額します。

※ 工事費が増額となっても、補助金額は当初の補助金交付決定額から増額しません。

(2) 工事を取り止める場合

⇒補助金等承認申請取下書の提出

- ① 提出時期：取り止めすることが決まったら速やかに提出してください。
- ② 提出先：上越市役所建築住宅課
- ③ 提出書類：補助金等承認申請取下書

(3) 工事が完了し、工事代金の支払いが終了した場合

⇒補助事業実績報告書の提出

※ 写真の撮り忘れや、添付資料に不足があると、補助金交付決定を取り消す場合があります。

- ① 提出期限：工事代金を支払ってから1か月以内。【最終提出期限：令和9年2月26日（金）】
- ② 提出先：上越市役所建築住宅課
- ③ 提出書類：ア 補助事業実績報告書
イ 工事請負契約書（工事注文書と注文請書でも可）（※1）の写し
（変更契約した場合は、変更後または追加工事分の契約書の写しも必要）
ウ 工事施工前（一般部分も申請する場合）、施工中及び施工後の写真（※2）
エ 工事代金の領収書（※1）の写し
オ 変更後の見積書の写し
（工事費に増減があった方で、「補助金変更交付申請」をしていない場合、
提出必要（値引きのみの減額は不要））
カ 確認済証または工事届の写し（増築等の場合必要）
キ 補助金請求書

※1 契約書・注文請書・領収書には、印紙税法で定められている工事請負金額及び領収金額に
応じた収入印紙が貼ってあること。

領収書には、代表者印または社印（個人事業者は事業者印等）が押印されていること。

- ※2 ・現像した写真は、用紙に貼り付け、撮影日を記入してください。
・施工前の写真は工事着手の概ね1か月以内のものとしてください。
・写真は工事種別ごと・施工箇所ごとに撮影してください。

(4) その他

- ① 事業完了後、工事内容によっては現場を確認させていただく場合があります。
- ② 補助金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、
または交付決定に付した条件に反したときは、補助金の交付決定を取り消すこともあります。
なお、既に補助金が支払い済みである場合は、補助金の返還を求めます。

6 補欠当選について【抽選があった場合のみ】

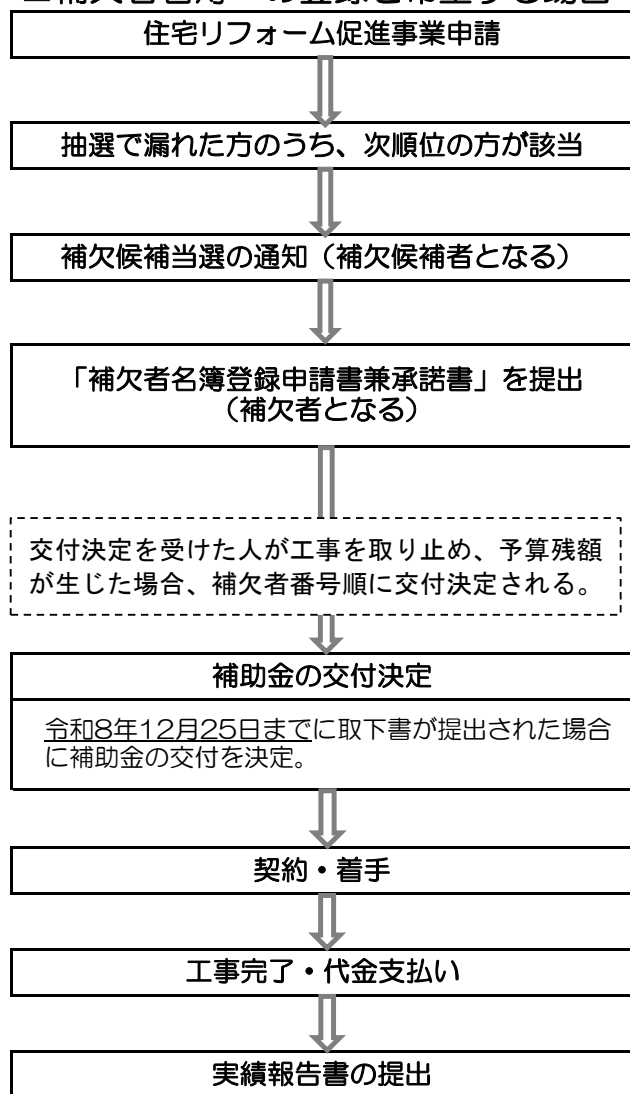
補欠当選とは、抽選により交付対象者を決定した後、交付決定後の工事取り止め等により生じた予算残額から追加で補助金の交付を受けることができます。

補欠候補に当選した方には「補欠候補当選通知書」を送付しますので、補欠者としてエントリーする場合は、「補欠者名簿登録申請書兼承諾書（※1）」を提出してください。

補欠者は、補助金交付を確約するものではありません。交付決定を受けた人の工事取り止め状況次第では補助金交付が決定とされない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※1の書類は補欠候補当選通知書と一緒に送付します。

■補欠者名簿への登録を希望する場合



《 注意点等 》

- ◆補欠者名簿登録申請書兼承諾書
提出期限：令和8年6月下旬予定です。
※補欠者名簿への登録を希望しない場合、提出は不要です。
- ◆実績報告書
最終提出期限：令和9年2月26日（金）
※提出方法等は、10ページの(3)補助事業実績報告書の提出を参照。

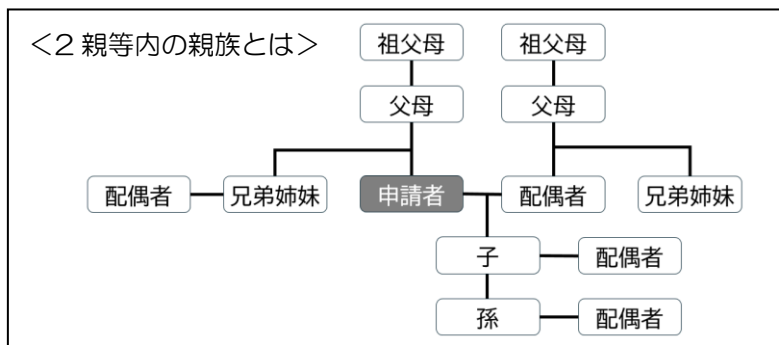
交付決定を受けた人が工事を取り止めなかった場合は、予算残額が生じないため、補助金の交付決定は行いません。

申請者と住宅所有者が異なる場合に必要書類

申請者は対象住宅に居住しており、かつ所有していることが申請条件ですが、申請者と対象住宅の所有者の関係が2親等内の親族である場合に限り、補助の対象としています。

この場合、対象住宅の資産証明書または固定資産税・都市計画税納税通知書の写しのほかに、所有者との関係性が分かる住民票や戸籍抄本が必要です。

対象住宅に居住している方が申請者となります。



<例>申請者と住宅所有者の関係が

1 配偶者の場合

夫婦であることが確認できる書類（住民票（※）、戸籍抄本）を提出してください。

※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

2 2親等内の親族で同居している（住民票上同一の世帯である）場合

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類（関係を証する書類）
本人	本人の親	本人と親の住民票（※）または本人の戸籍抄本など
本人	配偶者の親	本人と配偶者の親の住民票（※）または配偶者の親の戸籍抄本など
本人	兄・姉	本人と兄・姉の住民票（※）または親の戸籍抄本など

※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

3 2親等内の親族で同居している（住民票上同一の世帯でない）場合及び2親等内の親族で別居している場合

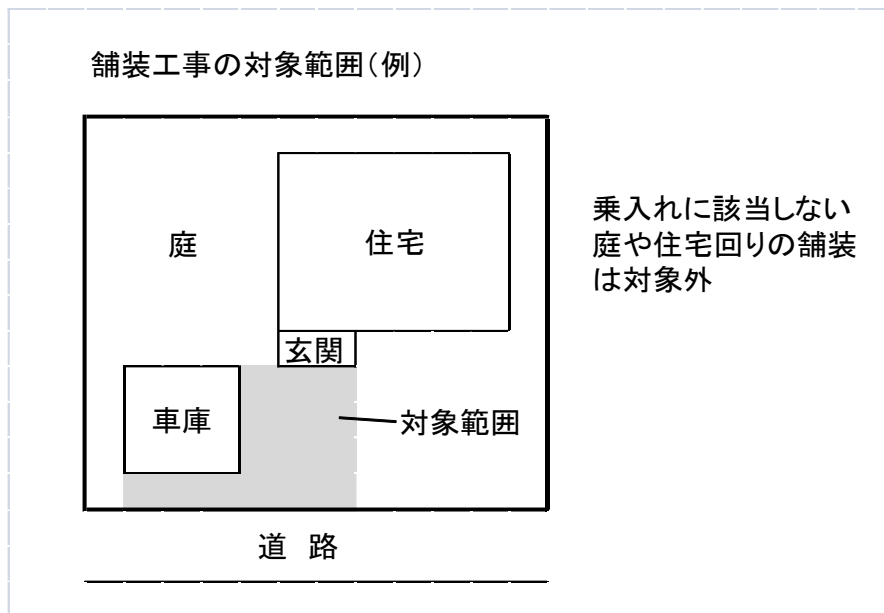
申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類（関係を証する書類）
本人	本人の親	本人の戸籍抄本など
本人	配偶者の親	配偶者の親の戸籍抄本など
本人	兄・姉	親の戸籍抄本など

その他、詳しくはお問い合わせください。

玄関乗入れ口の舗装工事（新設・改修）及び スロープ・手すりの設置工事

道路から玄関までの乗入れの利便性が高まることを目的に、舗装の新設・改修工事及びスロープ・手すりの設置工事を補助対象工事としています。

	対象工事の内容	対象外となる工事
舗装工事 （新設・改修）	道路から玄関まで、道路から車庫まで、車庫から玄関までの間における舗装の新設・改修工事。	乗入れに必要な区間（道路・玄関・車庫との間）以外の舗装工事。
スロープ・手すり 設置工事	道路から玄関まで、車庫から玄関までの間に、スロープ又は手すりを設置し、バリアフリー化を図る工事。	スロープ等乗入れ区間の屋根設置工事。



子育て・若者夫婦世帯支援部分についてご質問にお答えします。



＜補助対象者＞	
<p>Q1 子育て・若者夫婦世帯とはどのような世帯ですか？</p>	<p>A1 次のいずれかの世帯が該当します。 ①令和8年4月1日時点において、18歳未満の子で扶養を受けているものが一人以上いる世帯又は妊婦を含む世帯 ②本人又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある人又は上越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱（令和6年2月1日実施）に基づき宣誓をしている人若しくは他の自治体において同様の宣誓をしている人を含む。）のいずれかが令和8年4月1日時点において39歳以下である世帯</p>
＜補助対象工事＞	
<p>Q2 家事の負担に資する設備を設置する工事について、ビルトイン食器洗浄機付きシステムキッチンを設置する場合、システムキッチン全体が補助対象工事となりますか？</p>	<p>A2 補助の対象は、ビルトイン食器洗浄機の製品金額及びその部分の設置に伴う工事費のみです。 工事費見積書は、システムキッチン全体における「ビルトイン食器洗浄機の製品金額及びその部分の設置に伴う工事費」と「それ以外の製品金額及びその部分の設置に伴う工事費」の別が確認できるようにしてください。 ビルトイン自動調理対応コンロ、掃除しやすいレンジフード、工事を伴う宅配ボックスについても同様です。</p>
<p>Q3 現在使用しているビルトイン食洗機を新しいものへ交換する場合、補助金の対象になりますか？</p>	<p>A3 対象となります。</p>
<p>Q4 ビルトイン自動調理対応コンロはどんな仕様でも補助対象となりますか？</p>	<p>A4 ビルトイン自動調理対応コンロ（ガス式、IH式）のうち、炊飯機能を有しているものが補助対象となります。</p>
<p>Q5 掃除しやすいレンジフードとはどのようなものですか？</p>	<p>A5 カタログにおいて「自動洗浄、お掃除不要、お掃除が簡単等」の記載があるレンジフードを指します。申請時において、そのことを確認するためカタログの提出が必要となります。</p>

一般部分に関するご質問にお答えします。



＜補助対象者＞	
<p>Q1 居住している家のリフォーム補助を申請したいが、家の所有者は親になっています。居住している自分が申請者として補助を利用できますか？</p>	<p>A1 利用できます。その際、親子関係が分かる書類（住民票等）が必要です。詳細は12ページの「申請者と住宅所有者が異なる場合に必要な書類」をご覧ください。</p>
<p>Q2 公共下水道等供用開始区域においては公共下水道等の接続が条件となっていますが、供用開始から3年以内に接続を予定しています。補助申請はできますか？</p>	<p>A2 <u>できません。</u> 公共下水道等供用開始区域においては、公共下水道または農業集落排水に接続済みであること、当事業の補助対象工事で接続すること、「排水設備等計画確認申請書」をガス水道局管路課へ提出済であることのいずれかに該当していることが条件になります。</p>
<p>Q3 2親等内の親族はどこまでが対象ですか？</p>	<p>A3 申請者ご本人から見て、次の親族が対象です。 祖父母、父母、子（配偶者含む）、孫（配偶者含む）、兄弟姉妹（配偶者含む）、配偶者、配偶者の父母、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹 ※おじ・おば、いとこ等は対象外です。</p>
＜補助対象工事＞	
<p>Q4 店舗等との併用住宅の場合、補助対象工事費の対象範囲は？</p>	<p>A4 住居部分についてのみ補助対象です。屋根のリフォーム等で、対象範囲が明確でない場合は、住居部分と店舗部分の床面積に依じて、補助額を算定します。</p>
<p>Q5 ルームエアコンの取り換え、取り付けは補助対象工事となりますか？</p>	<p>A5 家電製品の購入設置は、製品の購入が主なので、設置工事費も含めて対象外です。なお、室内の壁工事に伴うエアコンの取外し・再取付費用は対象となります。</p>
<p>Q6 個人でリフォームする予定ですが、材料費など補助対象となりますか？</p>	<p>A6 補助対象工事は、施工業者を通じてリフォームを行う場合に限っていますので、ご本人が施工する場合は対象外です。</p>
<p>Q7 外構工事と合わせて、住宅の外壁のリフォーム工事をする予定ですが、補助はどうなりますか？</p>	<p>A7 外構工事は一部を除き補助対象工事費に含みません。外壁のリフォーム工事のみが補助対象工事です。申請時に見積書の写しが必要ですが、外構工事と外壁工事の詳細が分かる見積書を添付してください。</p>

<施工業者の条件>	
Q8 工事を依頼する施工業者は市外に本社のある業者の予定ですが、補助の対象となりますか？	A8 施工業者は、市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限りませんが、住宅等建築時の元請け業者であれば、市外本社の法人・個人事業者も補助の対象です。 (その場合、施工業者が建築したことを証明する書類または当時の確認申請の写しの提出が必要です。)
Q9 市内本社の施工業者はどこにありますか？	A9 市では業者の斡旋はしておりませんので、建築組合等にご確認ください。
<その他>	
Q10 当初申請時から、工事内容や工事金額が変わった場合はどうすればよいですか？	A10 補助金は申請された工事内容に基づいて交付決定しています。そのため、交付決定後に施工業者や工事内容の大幅な変更、対象工事費に2分の1以上の変更が生じる場合は、補助金変更等承認申請書の提出が必要となります。
Q11 申請書類を書き間違えてしまいました。修正液で修正してよいですか？	A11 修正液や修正テープでは修正せず、二重線を引いて空きスペースに正しいものを記載してください。
Q12 増築工事を行う予定ですが、必要な書類はありますか？	A12 建築基準法における改築、増築、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替で確認申請等が必要な場合には、以下の書類を申請時または工事着手前までに提出してください。 ・建築基準法第6条で定めている確認申請が必要な場合、その確認済証の写し ・確認申請書の提出が必要な場合を除き建築基準法第15条第1項に定める工事届の届出が必要な場合、経由印が押印された工事届の写し ※増築の例：吹きさらしの玄関ポーチやバルコニーを風除室等として囲う工事 ※大規模の修繕又は大規模の模様替の例：木造2階建ての住宅で、屋根全面を野地板を含め、ふき替える工事や、外壁全面を下地を含め張り替える工事
Q13 ブロック塀の造り替えをしたいのですが、対象になりますか？	A13 老朽化した既存ブロック塀・門を、建築基準法で定められた構造で造り替えるものに限り、補助対象となります。その場合、申請時に付近見取図、配置図および構造詳細図の提出が必要となります。また、市内準防火地域に指定されている地域の場合、補助金の交付申請時または工事着手前に建築基準法第6条に定められた確認申請書の写しの提出が必要となります。※要事前相談
問い合わせ先：建築住宅課 住宅対策係 TEL：025-520-5786	

同意書

(宛先) 上越市長

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（子育て・若者夫婦世帯支援）交付申請内容の確認のために必要があるときは、住民登録の状況、市税等の納税状況、公共下水道等への接続状況、固定資産税の課税状況、市の他の制度の活用状況について上越市が関係当局に照会を求めることに同意します。

令和 年 月 日

住 所

上越市

同意者

自署又は記名押印

誓約書

(宛先) 上越市長

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（子育て・若者夫婦世帯支援）の交付申請にあたり、現在、対象住宅に居住していませんが、リフォーム工事完了後、事業実績報告までに住民登録し定住することを誓います。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

自署又は記名押印

建築証明書

建築主の住所	
建築主の氏名	
建築物の所在	
住宅の種別	
工事完了年	
備 考	

上記のとおり、建築したものであることを証明します。

令和 年 月 日

(施工業者) 住 所
氏 名
電話番号

印

第3号様式（第10条関係）

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（子育て・若者夫婦世帯支援）変更等承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）上越市長

令和 年 月 日付で補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり
変更
したいので申請します。
中止

申請者	住所	〒				
	（ふりがな） 氏名					
	電話番号					
補助事業の目的及び内容	住環境の向上を図るため住宅のリフォーム工事を行うもの					
	収入	支出			説明	
	区分	金額	区分	金額		
変更	事業費（子育て・若者夫婦世帯支援部分）	市補助金（①）	,000円 (,000円)	補助対象工事費（③）	円 (円)	変更内容
		自己資金ほか（②）	円 (円)	/	/	
		計（①+②）	円 (円)	計（③）	円 (円)	
	事業費（一般部分）	市補助金（④）	円 (円)	補助対象工事費（⑥）	円 (円)	変更内容
		自己資金ほか（⑤）	円 (円)	補助対象外経費（⑦） 〔対象外経費の内容〕	円 (円)	
		計（④+⑤）	円 (円)	計（⑥+⑦）	円 (円)	
変更交付を受けようとする補助金の額	,000円 (,000円)	補助事業の完了予定日	年 月 日			

	同上算出基礎	<p>③ _____ 円×0.2= _____ 円 ①</p> <p>※千円未満は切捨て、上限 10 万円</p> <p>⑥ _____ 円×0.5= _____ 円 ④</p> <p>※千円未満は切捨て、上限 40 万円</p>
中止	理由	

※ 事業費の各金額欄の上段には、今回変更する金額を記入すること。
下段には変更前の金額を記入すること。

(審査欄) ※審査欄は、申請者において記載しないこと。

底地番		建築確認申請 要 ・ 不要
-----	--	---------------